

障害者の芸術活動支援のための拠点づくり

「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」 (厚生労働省・文化庁共催)

芸術活動に取り組む障害者やその家族、支援者等に対する支援や、障害者による芸術作品の価値が認知され、展示等につなげていくための取組について、有識者による専門的な検討を行い、中間取りまとめを行った。(平成25年8月26日)



障害者の芸術活動支援拠点モデル事業の実施

平成26年度予算案 1億円 (新規)

障害者の芸術活動支援拠点に関するモデル事業を3年を目処に全国5カ所程度で実施する。
障害者の芸術活動の支援の在り方等について、次に掲げる事業のノウハウを蓄積し、その成果をもとに更なる芸術活動の推進を図る。

事業内容:

- (1) 障害者及びその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動を支援する者への支援
 - ・出展機会、著作権等の権利保護等に関する相談支援
 - ・適切に支援できる人材を育成(著作権等の権利保護、創作活動)
- (2) 障害者の優れた芸術作品の展示等の推進
- (3) 関係者のネットワーク構築

実施主体: 社会福祉法人、NPO法人、美術館等

なお、推進に当たっては、文化庁と緊密な連携を図るとともに、芸術関係者の協力を得ながら進めていく。

(10) 社会福祉法人制度の見直し検討等について

- 現在、厚生労働省(社会・援護局)において、外部有識者等で構成する「社会 福祉法人の在り方等に関する検討会」を立ち上げ、社会福祉法人の在り方について検討を行っている。(平成26年5月を目途に論点整理を行う予定)
 - 同検討会の中で、社会福祉法人運営の透明性の確保についても議論が行われ、平成25年度以降の財務諸表について、インターネット上での公表の実施について義務化する方針が決定された。
 - 財務諸表の公開状況調査結果(平成25年7月末現在)によると、障害福祉関係法人における財務諸表のホームページでの公表割合は低調であることから、各都道府県等におかれては、趣旨をご理解いただき、所管する法人の財務諸表の公表に向けて、ご協力をお願いしたい。
- ※ なお、社会福祉法人制度の見直し検討等における詳細については、社会・援護局の資料をご参照いただきたい。

財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

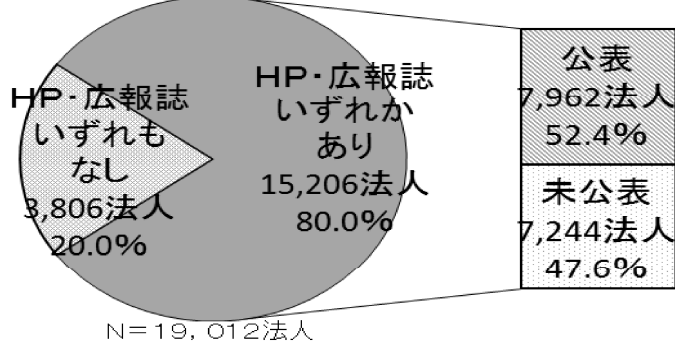
財務諸表の公開状況の調査結果について

平成26年9月30日(月)
厚生労働省提出

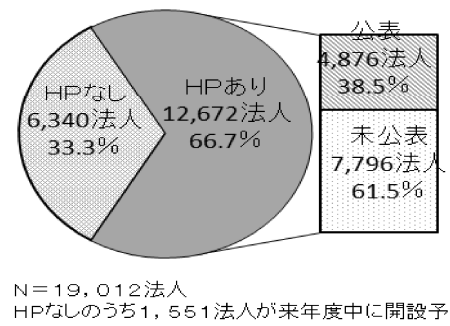
- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請(平成25年5月末)。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施(平成25年7月末時点)。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計(有効回答率96.0%)。また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計(回答率99.8%) ※福島県の一部市を除く

1. 社会福祉法人での公表状況

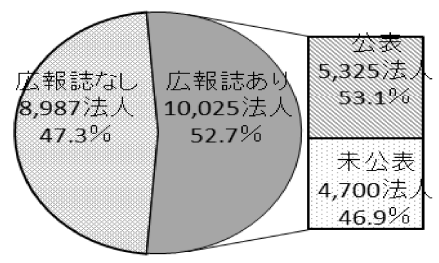
<ホームページ・広報誌いずれかの公表状況>



<参考:ホームページでの公表状況>



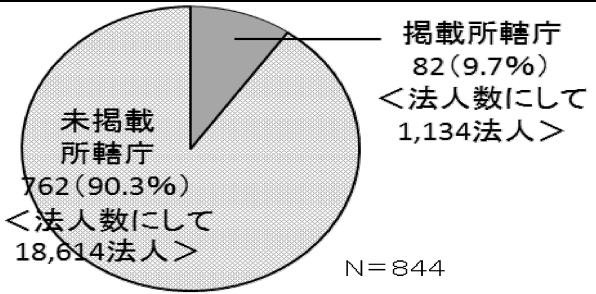
<参考:広報誌での公表状況>



<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書(平成22年3月、三菱総合研究所)によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

2. 所轄庁での公表状況

<HP掲載している所轄庁>



- 厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし(H25.5月時点)
- 未掲載所轄庁の主な掲載理由
 - ・HPのシステム構築に時間を要するため
 - ・法人の了承が得られないため等

【参考】ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人(96.0%)。798法人は未回答。
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人(66.7%)。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人(38.5%)。公表していない法人は7,796法人。
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在(公表していない法人の約半数)。

<HPがある法人数及び割合>

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

<HPで公表している法人数及び割合>

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.4%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

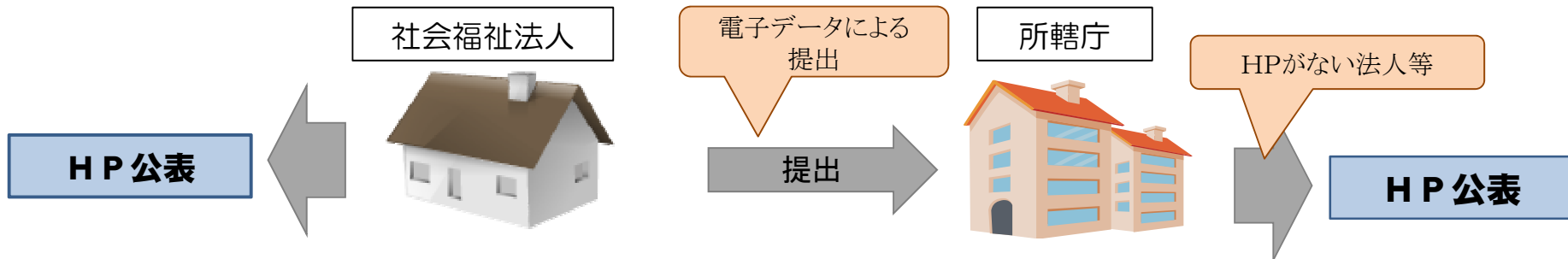
社会福祉法人の財務諸表の公表に関する対応方針

趣旨

- 社会福祉法人は、地方公共団体に代わって社会福祉事業を実施している側面もあり、補助金等が交付され、税制優遇も受ける公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となる。
- これらのことから、社会福祉法人の財務諸表の公表については、以下の方針で対応する予定。

対応方針

- ① 閲覧請求等の条件を見直した上で、**社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化**(制度改正)。
- ② **社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書**(付属資料である財務諸表を含む。)の提出を電子データで行わせることを**義務化**(様式例及び審査基準の改正)。
- ③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上での財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、**②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、所轄庁のHPで公表**する。



4 精神保健医療福祉施策の推進について

(1)改正精神保健福祉法の施行について

- 昨年の6月に成立した改正精神保健福祉法が一部を除き、平成26年4月1日から施行される。
- 施行に向け、
 - ①良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針案が検討会でとりまとまったところであり、所要の手続を経て指針を策定する
 - ②医療保護入院における家族等の同意に関する運用の考え方について、通知する
 - ③医療保護入院者に対する退院促進の措置について、施行規則の改正を行うとともに、運用の詳細を通知する
 - ④精神医療審査会の機能強化のための精神医療審査会運営マニュアルの見直しについて、通知することとしている。
- 管内の医療機関等の関係機関及び市町村に対する周知方よろしくお願ひしたい。
- また、精神障害者の人権擁護の観点から精神医療審査会の役割は重要であるので、その機能を十分果たせるようマニュアルの見直しを踏まえた適切な対応を図られたい。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 概要

(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

(2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3)医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（*）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

*配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
 - ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
 - ・退院促進のための体制整備
- を義務付ける。

(4)精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1.（4）①については平成28年4月1日）

3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針案(概要)

○入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向け、精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定める指針として策定予定。

1. 精神病床の機能分化に関する事項

○機能分化は段階的に行い、人材・財源を効率的に配分するとともに、地域移行を更に推進する。結果として、精神病床は減少する。

○地域の受け皿づくりの在り方や病床を転換することの可否を含む具体的な方策の在り方について精神障害者の意向を踏まえつつ、様々な関係者で検討する。

○急性期の患者に手厚い医療を提供するため、医師、看護職員は一般病床と同等の配置を目指す。

○在院期間が1年を超えないうちに退院できるよう、多職種による質の高いチーム医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。

○1年以上の長期在院者の地域移行を推進するため、多職種による退院促進に向けた取組を推進する。

2. 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

○外来・デイケア等での適切な医療を受けながら地域で生活できるよう、外来医療体制の整備及び充実並びに地域医療連携を推進する。

○治療中断者等が地域で生活するために必要な医療を受けられるようアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を推進する。

○在宅の精神障害者の症状の急な増悪等に対応できるよう24時間365日対応できる医療体制の確保や身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制の確保等により、精神科救急医療体制を整備する。

○精神科外来等で必要と認められた身体疾患に対する医療について適切に提供できるよう、一般の医療機関との連携を強化する。

- 保健所や精神保健福祉センター等における相談や訪問支援を通して、早期に必要な医療に適切にアクセスできる体制の整備と関係機関の連携を進める。
- 障害福祉サービス事業を行う者等と医療機関との連携を推進するとともに、居住支援に関する施策を推進する。

3. 医療従事者と精神障害者の保健福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

- 精神科医療の質の向上、退院支援、生活支援のため、多職種との適切な連携を確保する。
- チームで保健医療福祉を担う専門職種その他の精神障害者を支援する人材の育成と質の向上を推進する。

4. その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

- 保健所の有する機能を最大限有効に活用するための方策を、市町村等の他の関係機関の在り方も含めて検討し、当該検討に基づく方策を推進する。
- 非自発的入院の場合においても行動の制限は最小の範囲とし、また、インフォームドコンセントに努める等精神障害者の人権に最大限配慮する。
- 自殺(うつ病等)、依存症等多様な精神疾患・患者像に対応した医療を提供する。
- 精神疾患の予防を図るため、国民の健康の保持増進等の健康づくりの一環として、心の健康づくりを推進する。

医療保護入院者に対する退院促進の措置に係る主な施行事項

(1) 退院後生活環境相談員

- 相談員の資格を、①精神保健福祉士、②看護職員(保健師を含む。)、作業療法士、社会福祉士であつて精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者、③精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境に関する相談及び指導について3年の経験を有する者で、厚生労働省が指定する研修を受けた者、とする。
- 入院後7日以内に選任する。

(2) 地域援助事業者

- 地域援助事業者として、①一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者(相談支援専門員の配置される事業者)、②居宅介護支援事業者等(介護支援専門員の配置される事業者)を規定する。

(3) 医療保護入院者退院支援委員会

- 審議事項は、①「推定される入院期間」を超えて継続して入院する必要性の有無、②引き続き入院が必要な場合の「推定される入院期間」、③退院に向けた取組、とする。
- 委員会での審議の対象者は、①入院後1年を経過するまでの医療保護入院者であつて、入院届に記載された「推定される入院期間」又は医療保護入院者退院支援委員会で設定された「推定される入院期間」を終える者、②入院後1年以上経過している医療保護入院者であつて、病院の管理者が委員会での審議が必要と認める者とする。なお、平成26年3月31日以前の入院者については、病院の管理者が審議が必要と認める者を対象とする経過措置を規定する。
- 委員会の参加者は、主治医(主治医が精神保健指定医でない場合は、主治医以外の精神保健指定医)、看護職員、退院後生活環境相談員及びその他院内の当該医療保護入院者の診療に関わる者であつて病院の管理者が参加が必要と認める者の出席を必須とし、医療保護入院者本人、医療保護入院者の家族等、地域援助事業者その他退院後の生活環境に関わる者は、本人の希望等に応じ出席とする。

精神医療審査会運営マニュアルの見直しの主な事項

- ◆保護者制度の廃止により、退院等の請求について入院者本人とともに 家族等が規定され、退院等の請求数の増加による精神医療審査会の負担増が想定される。
- ◆このため、精神医療審査会の負担の軽減及び機能強化を図るため、精神医療審査会運営マニュアルを見直す。

※本マニュアルの見直しについては、平成25年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）研究班の研究結果を受け改正予定。

○退院等の請求について

- ・意見聴取等への予備委員の活用
- ・書面による意見聴取（例. 入院に同意した家族以外からの請求の場合）
- ・意見聴取の必要性の整理（例. 同一案件について複数の者から請求があった場合）

○定期の報告等の審査について

- ・事前の書類審査による疑義事項の明確化

社会・援護局 障害保健福祉部 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
1 平成26年度障害保健福祉部予算案について				
(1)平成26年度障害保健福祉部予算案について(P3~)	企画課	経理係	佐藤	3015
2 障害者総合支援法の平成26年度施行等について				
(1)障害者総合支援法の平成26年度施行について(P9~)	障害福祉課	企画法令係	溝尾	3046
①重度訪問介護の対象拡大(P13~)	障害福祉課	訪問サービス係	増田(大)	3092
②共同生活介護と共同生活援助の一元化(P18~)	地域生活支援推進室	地域移行支援係	安蒜	3045
③地域移行支援の対象拡大(P23~)				
④障害程度区分から障害支援区分への見直し(P26~)	精神・障害保健課	障害程度区分係	増田(岳)	3026
(2)障害福祉サービス等の対象となる難病等について(P33~)	企画課	人材養成・障害認定係	青木	3029
(3)心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しについて(P39~)				
(4)地域生活支援事業について(P47~)	自立支援振興室	地域生活支援係	奥貫	3075
3 障害者の地域生活における基盤整備の推進について				
(1)平成26年度予算案における社会福祉施設等施設整備費について(P51~)	障害福祉課	福祉財政係	香取	3035
(2)相談支援の充実等について(P55~)	地域生活支援推進室	相談支援係	石川	3149
(3)障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について(P59~)	障害福祉課	評価・基準係	吉元	3036
(4)障害者優先調達推進法の円滑な施行について(P61~)	障害福祉課	就労支援係	杉渕	3044
(5)発達障害支援施策の推進について(P65~)	障害児・発達障害者支援室	発達障害支援係	久保	3038
(6)児童発達支援センター等における利用者負担の多子軽減措置について(P69~)	障害児・発達障害者支援室	障害児支援係	中西	3037
(7)第4期障害福祉計画に係る基本指針について(P71~)	企画課	障害計画係	下地	3021
(8)障害者スポーツ事業の文部科学省への移管について(P75~)	自立支援振興室	社会参加支援係	佐藤	3073
(9)障害者の芸術活動支援について(P77~)				
(10)社会福祉法人制度の見直し検討等について(P79~)	企画課	企画法令係	伏木	3017
4 精神保健医療福祉施策の推進について				
(1)改正精神保健福祉法の施行について(P85~)	精神・障害保健課	企画法令係	福田	3055

